

第14回産業動物臨床・家畜共済委員会の会議概要

(産業動物臨床部会常設委員会)

I 日 時 平成24年4月23日(月) 13:30 ~ 16:45

II 場 所 日本獣医師会会議室

III 出席者

- 【委員長】** 麻 生 哲 日本獣医師会理事 (産業動物臨床部会長)
- 【副委員長】** 横 尾 彰 日本獣医師会理事 (産業動物臨床部会副部会長)
- 【委 員】** 一 澤 正 茨城県獣医師会理事 (茨城県農業共済組合連合会事業第二部次長)
一 明 秀 一 石川県農業共済組合連合会家畜園芸課課長補佐
大 塚 浩 熊本県獣医師会産業動物部会長 (おおつか動物病院代表取締役)
酒 井 淳 一 山形県農業共済組合連合会参事
坂 井 利 夫 鶏病研究会 (坂井利夫家禽・家畜診療所)
志 賀 明 日本養豚開業獣医師協合理事 (シガスワインクリニック代表取締役)
菅 澤 勝 則 千葉県獣医師会副会長 (千葉県農業共済組合連合会家畜部長)
鈴 木 博 東京都家畜保健衛生所課長補佐
濱 名 張 彦 北海道獣医師会理事 (北海道農業共済組合連合会参事)
森 下 政 憲 広島県獣医師会理事 (広島県農業共済組合連合会家畜部長)
- 【欠 席】** 千 頭 幹 男 高知県中央家畜保健衛生所所長
- 【オブザーバー】** 荻 窪 恭 明 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
- 【関係機関】** 北 川 均 岐阜大学応用生物科学部獣医学課程長
- 【本 会】** 山 根 義 久 (会長)
矢ヶ崎 忠 夫 (専務理事) ほか

IV 議 事

- 1 第13回産業動物臨床・家畜共済委員会の協議結果 (説明)
- 2 獣医学系大学における産業動物臨床教育の現状と将来展望等について (説明)
- 3 今期委員会の検討内容について (協議)
「産業動物獣医療提供体制の整備に向けて
—①食の安全確保における産業動物医療の果たす役割、
②家畜共済事業の整備・充実 (産業動物診療獣医師の確保対策を含む。) —」
- 4 平成24年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業について (説明)

V 会議概要

(1) 冒頭、山根会長から以下の内容の挨拶があった。

産業動物獣医療の体制には永年にわたる問題が山積しており、この委員会ほど、長く根深い議論を続けている委員会も少ない。

一方、獣医学教育に関しては、文科省の調査研究協力者会議における3年に渡る議論の末、ようやく第1次の答申が中央教育審議会に提出されたが、さらに実効あるものとするため、第2次の具体的検討を開始し、本日、第2回目の会議が行われる。そこで発表予定の岐阜大の北川教授には、本会議にも出席いただき、獣医学系大学における産業動物臨床教育の現状と今後の展望等について説明いただくこととしている。

産業動物獣医療の体制は大きな問題を抱えているが、獣医学教育における検討とも、両輪のごとく検討を進めていけば、良い結果につながるのではないかと期待している。

(2) 事務局から出欠が確認され、その後、麻生委員長により議事が進行された。

1 第13回産業動物臨床・家畜共済委員会の協議結果

事務局から、資料に基づき前回会議の概要が簡潔に説明された。

2 獣医学系大学における産業動物臨床教育の現状と将来展望等について

(1) 北川岐阜大学応用生物科学部獣医学課程長から、「獣医学系大学における産業動物臨床教育の現状と将来展望等について」説明された。説明項目と内容は以下のとおり。

ア 平成23年度口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備事業まとめ

イ 産業動物臨床実習に関する第1回アンケート調査、今後の課題

ウ モデル・コア・カリキュラムに基づく産業動物臨床実習（学内基盤実習）モデルプログラム（案）

(ア) NOSAI臨床実習の申込み手続きの変更

(イ) NOSAIにおける参加型臨床実習の受入れ人数

(ウ) 夏季臨床実習生受入実績、インターンシップ実習予定者数一覧、獣医学部（学科）入学者数

エ 見学型⇒参加型実習転換への課題と展望

(2) 大要以下の意見交換が行われた。

ア 小動物臨床や家畜衛生・公衆衛生等の進路に進む予定の学生も、産業動物臨床の現場で臨床実習を行うとなると、受け入れる現場では混乱するおそれがある。産業動物臨床現場を望まない学生にも興味を持たせる仕組みが必要。

イ 産業動物臨床分野を志向しない学生も全て参加する基礎実習については、16大学全ては無理かもしれないが、国の予算でいくつかの大学にフィールドを作る等、大学に動物と獣医師を連れて来て、そこで全学生の必修の実習を実施することとし、その後、意識の高い学生がアドバンス実習として実際の現場で実習する体制にさせていただいた

い。

ウ 臨床研修については、農水省事業と文科省事業とで、旅費の有無、教員の同行の有無等の違いがあるが、受入先は同じ組織の場合もあるので、省同士で関係整理をしていただきたい。

エ 根本的問題として、獣医師会のあるべき姿として、事業の受入先がNOSAIではなく、獣医師会が受けるべきではないのか。獣医師会の存在意義が希薄になっている。地域によっては、開業獣医師でも実習を受け入れられる獣医師は存在する、受入可能な開業獣医師の名簿を獣医師会で把握すれば、更なる実習生の受入が可能となるのではないのか

オ 今回の事業は、新たな取り組みであり、事業を立ち上げるにあたって全国組織があるNOSAIが、毎年100～200人の実習生を受け入れてきた実績から依頼があった。実施方法については、今後随時見直されると聞いている。

カ 現状では、実習の受入先は、ボランティアであり、何でもお願いしますという状況。施設、費用、指導教員を付けないと責任が取れないのではないのか。

キ 大学における産業動物教育について従来からの協議内容であり、本日、文部科学省の会議が同日開催され、北川先生に時間をとっていただけたので、まずは現在の大学教育の実態や検討状況を皆さんに理解いただくため、情報提供としてお話しいただいた。

ク 臨床実習のあり方については、いずれこの委員会でも、もう少し議論を深めた段階で意見を取りまとめる時期が来ると思われる。今後の検討状況を注視し、必要に応じて本委員会で検討することとしたい。

ケ 文科省の事業や検討状況について、今回の説明は、取り組み状況に関する紹介を受け段階と認識している。

3 今期委員会の検討内容について

「産業動物獣医療提供体制の整備に向けて

—①食の安全確保における産業動物医療の果たす役割、

②家畜共済事業の整備・充実（産業動物診療獣医師の確保対策を含む。）—

(1) 獣医療法に基づく都道府県計画について

ア 農水省荻窪課長補佐から、資料に基づき、獣医師を取り巻く状況、獣医療法に基づく都道府県計画の策定状況と岩手県や熊本県の計画の実例、産業動物獣医師の確保対策等が説明された。

イ 大要以下の意見交換が行われた。

(ア) 牛と比べ、鶏や豚の獣医師に関する施策が不十分ではないか。鶏の獣医師は減少し、動物衛生研究所でも少ない。大規模養鶏農家では、自主淘汰をしてしまい、発症症例が発表されなくなっている。鶏の臨床獣医師は不要で、家畜保健衛生所の獣医師が代替して診れば良いと農水省は思っていると感じられるが如何か?と質問され、農水省からは、鶏の獣医師も家畜衛生対策を講ずる上で重要であり、棲み分けであると考える旨回答された。

(イ) 処遇改善については、家畜共済の診療点数表が下がり、薬価も大幅に下がった。との意見に対し、横尾副委員長から、薬価については、人間の医療の方でかなり昔に変更されているのに、動物用医薬品だけ従前のままだったので、変えざるを得なかったと聞いている、と回答された。

(2) 獣医療提供体制整備に係る提案について

ア 菅澤委員から、獣医療提供体制整備に係る提案があり、産業動物診療獣医師の待遇改善を願い、全国各々で、各都道府県計画の確認をし、①家畜保健衛生所の整備点検、②経済（産業）動物診療獣医師の協力体制の整備点検を実施して欲しい旨が説明された。

イ 大要以下の意見交換が行われた。

(ア) 事務局から、全国家畜衛生職員会会長からの依頼文書を受け、平成23年11月28日付け23日獣発第267号「都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための処遇改善対策について（要請）」により、各都道府県知事宛てに要請した旨が説明された。

(イ) もう少し具体的な要望事項でないと都道府県としては取り上げにくい。

(ウ) あくまでも全体の方針があり、それを踏まえて個々の都道府県での計画がどうなのかということ。

(エ) 都道府県計画の中で、宮崎での口蹄疫のような、獣医師不足時のことを考慮すべき。

(オ) NOSAI 獣医師の診療報酬改善には、共済診療点数の改善しかないが、NOSAI は組織として、大学生の実習の受入、口蹄疫等の緊急防疫体制への対応等、様々な事業を実施しており、そうしたことに対する報酬も含め、幅広い観点から考えて要求すべきではないか。

(4) 農場 HACCP について、及び動物用医薬品指示書に関する全国アンケート調査依頼と結果について

ア 麻生委員長から、農場 HACCP について、及び動物用医薬品指示書に関する全国アンケート調査依頼と結果について簡単に説明が行われた後、大要以下の意見交換が行われた。

(ア) 動物用医薬品指示書（以下「指示書」という。）の成り立ち自体が薬品の流通の

ためのものであり、獣医師の指示による流通が生産現場に絶対必要であると捉えられていないことの現れ。

- (イ) 適正に行えば獣医師の権威は保たれたと思われると、残念でならない。
- (ウ) 牛、豚、鶏等、動物種を問わず、指示書が形式的になっている。メーカーが指示書を出している所もある。抗生剤を打てば、熱が下がると思いき、農家が打つケースもある。食の安全どころか、獣医師の地位が危ぶまれる。
- (エ) 農水省の局長通知は、あくまでも強制力のない「技術的助言」であり、自治体は困る。寧ろ、31 のエリアで指示書が都道府県の機関に提出されているのは、非常に多いと考えるが、それを活用する自治体は少ないと思う。そもそも指示書は第三者の行政が監視・審査するための文書ではなく、農家が適正に行うために国家資格の獣医師が出す文書。行政に提出させる意味がわからない。無診療で投薬している場合は獣医療法や薬事法違反なので、監視体制強化等をすべきであり、指示書を集めてチェックするという方法では難しい。
- (オ) 消費者は、食の安全という観点から、耐性菌の問題等、薬がどのように使用されているかは気にしている。消費者に対して根拠を示す一法として、獣医師会が管理しても良いのではないか。
- (カ) 農場 HACCP の農場認証制度では、「審査員」は獣医師ではなくても良いが、「主任審査員」は獣医師であることが求められている。また、本制度においては指示書をどう扱っているかを第三者に審査されることになる。獣医師会も都道府県も指示書の内容を把握していないということでは、消費者に対して示しがつかないのではないか。
- (キ) 農場 HACCP について現場で難しいのは、HACCP 認証を受けたメリットが無いということである。酪農家だと、集乳の結果、同じ牛乳として販売される。農家が必要性を感じる環境作りに取り組む必要があるのではないか。
- (ク) 指示書の頭羽数と薬品の量が一致しないことが多々ある。記載した獣医師に確認すれば不正が判明する。
- (ケ) 指示書の問題については、先進的な県とそうでない県に温度差があり、先ずは、日獣と農水省の薬事担当部署がガッチリ連携を密に組んで取り組んで欲しい。
- (コ) 指示書の提出先が既に県庁となっている場合に、敢えて獣医師会で受けるとなると、経費の問題も生じる。獣医師会で集めるとしても、日獣では確認できないのではないか？ 県が信用ならないから、獣医師会で行うというものではない。
- (サ) 各県で集めたものを、全部集めてデータベースにでもしないと、全国一括管理は難しい。
- (シ) どこに提出すべきかという話もあったが、当面は行政と所属獣医師会にコピーを出す等、妥協案を考え、各県の状況を考慮しないと難しい。
- (ス) 確かに指示書は、獣医師と飼い主との関係の間での文書だが、薬事違反等もある中で、食の安全が言われている状況であり、民間と行政がいかに力を合わせていけるかが重要ではないのか。両者の連携を図るのが、獣医師会の大きな役割ではないか。
- (セ) 昔は、農家のために指示書の交付をしていた時もあったが、今は食の安全のため、消費者のために妥協せず、自分が最後の砦という思いで対応している。そうした視

点であれば、牛、豚、鶏等の動物種や、開業か勤務かといったことも関係なく、獣医師として同じ立場に立つことが可能であり、意識を共有しなければならないのではないか。

4 平成 24 年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業について

- (1)事務局から、資料に基づき平成 24 年度も引き続き獣医療提供体制整備推進協議会が、本事業を実施していく予定であり、本日お集まりの委員各位には多大な協力をいただいたが、本年度も引き続き参加者確保等、事業の円滑な実施への協力が依頼された。

VI まとめ

- 1 本日の検討を踏まえ、次回の委員会までに委員各位に意見をいただきたい事項について、委員長及び副委員長の協議によりまとめ、本概要送付時に提示するので、協力いただきたい旨が依頼された。
- 2 次回の委員会開催日程については後日調整することとされ、会議を終了した。